

紀美野町国土強靱化計画

平成29年8月



I. 国土強靱化地域計画策定の目的と位置づけ

1. 計画策定の目的

日本では、阪神・淡路大震災や東日本大震災等の地震災害、毎年のように発生する台風・豪雨災害など、これまでに数多くの大規模自然災害に見舞われ、そして、災害から長い時間をかけ復旧と復興を繰り返してきました。

近い将来発生するとされている南海トラフを震源とする巨大地震や首都直下地震、火山噴火等に対し、これまでの災害対応で得た教訓を生かすことを目的に、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」という）」が施行されました。

そして、災害に負けない強さと、迅速に回復するしなやかさを併せ持つ国づくりを推進する必要があるとの観点から、平成26年6月に、国土の強靱化に関する個々の計画等の指針となる「国土強靱化基本計画」（以下「基本計画」という）が策定されました。

また、国土強靱化は国、地方公共団体、民間事業者、そして国民が一丸となり取り組むことが必要であり、それぞれの立場を尊重しつつ連携する体制を構築しなければなりません。

これらを踏まえ紀美野町では、今後の発生すると考えられる自然災害に備え「紀美野町国土強靱化計画」を策定しました。

計画は、国の基本計画と和歌山県国土強靱化計画と調和を図りつつ、当町の地勢・環境・規模等に即したものとし、災害から町民の命と財産を守り、そして迅速に復旧・復興が可能となるよう「強さ」と「しなやかさ」を持った紀美野町を目指すための各計画の指針として策定しました。

2. 計画の位置づけ

国土強靱化計画は、地域防災計画が地震や洪水などの「リスク」を特定し「そのリスクに対する対応」を取りまとめた計画であるのに対し、あらゆる「リスク」を見据えつつ、どのようなことが起ころうとも最悪な事態に陥る事が避けられるような「強靱」な行政機能や地域社会、地域経済を事前に作り上げることを目的とする計画です。

そのため、土地利用のあり方や、警察・消防機能、医療機能、交通・物流機能、エネルギー供給機能、情報通信機能、ライフライン機能、行政機能等様々な重要機能のあり方をリスクマネジメントの観点から見直し、対応策を考え、施策を推進するもので、基本計画13条に基づき、当町が有する政策分野の計画等の指針や上位計画に位置付けられる「アンブレラ計画」としての性格を有しています。

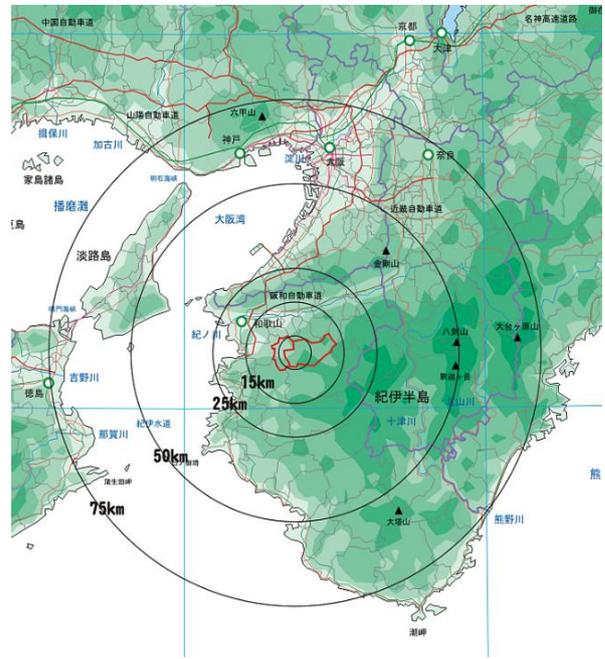
実施主体も、地域においては、地方公共団体内の関係部署・部局にとどまらず自治会や住民、商工会議所等の経済団体や交通・物流、エネルギー、情報通信、放送、医療、ライフライン、住宅・不動産等に係る民間事業者など、広範な関係者と連携・協力しながら進めることとします。

Ⅱ.紀美野町の地域特性

1.本町の位置と地勢等

(1)本町の位置

本町は、和歌山県の北部に位置し町の中央を霊峰高野山を源にもつ清流貴志川が流れ、南部には町のシンボルである長峰山系の県立自然公園生石高原がそびえる自然環境に恵まれた町です。



(2)本町の地勢

当町は、東西に流れる貴志川流域に広がる丘陵地と山地からなります。河川の沿岸には僅かながら河岸段丘が形成され、農地と集落が集中していますが、近年農地は減少傾向にあります。

また、丘陵地や傾斜地は、果樹園としても利用されており、みかんや柿、梅、山椒が栽培されています。山間部は森林が広がっており、生石高原県立自然公園があります。

地目別に土地利用状況を見ると、9,632ha が森林であり、総面積の75%を占めています。また農地は10%程度で、行政面積から森林、水面等を除いたいわゆる可住地面積は3,168haとなり可住地面積率は24.7%となります。

(3)気候の特性

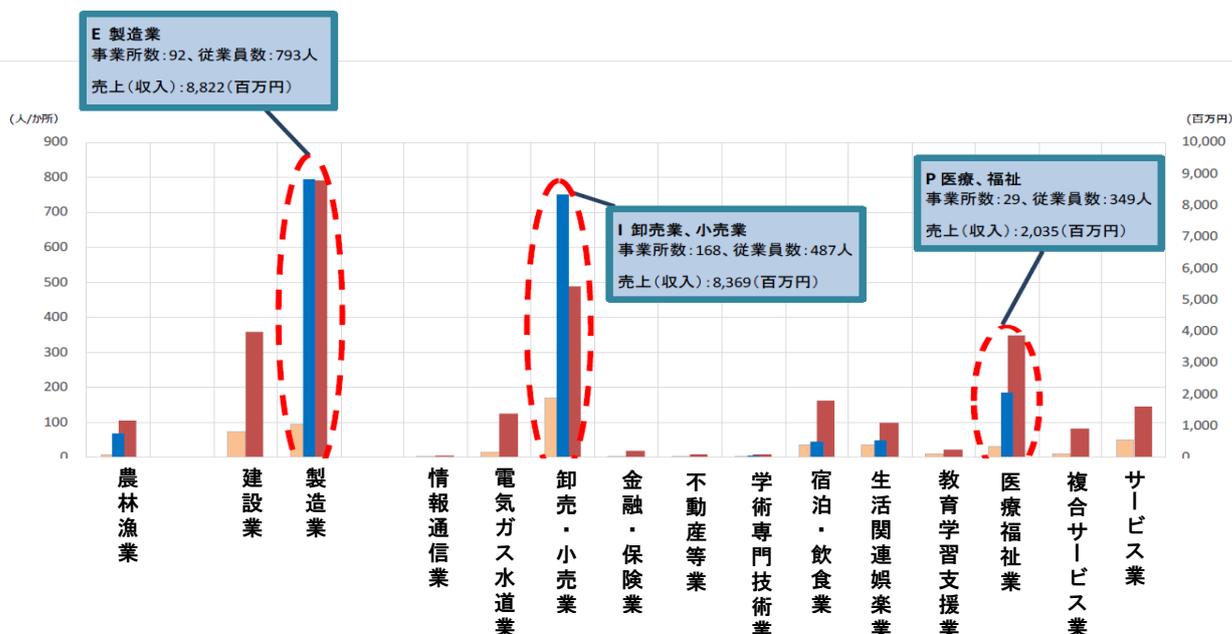
当町の気候は、瀬戸内気候区と南海気候区の境界地域に属し、一般的に、雨が少なく晴天が多い。また、梅雨期や台風期の雨は割合多いが、日射には恵まれ、蒸発が盛んなので、早魃もよく起こり、乾燥した気候で、年平均気温は13.7℃と年間を通して温暖です。

降水量は、寒い時期に少なく、暖かい時期に多いタイプであり、年間降水量は、県下では最も少ないとされる紀ノ川流域に位置しているため、年間平均1925.8mmとなっています。

①紀美野町の産業の現状

紀美野町の産業構造は「製造業」が売上金額、従業者数ともに多く、「卸売業、小売業」「医療、福祉」の売上金額がそれに続く形になっています。従業員1人当たりの売上金額は、それぞれ「製造業」1,146万円、「卸売業、小売業」1,733万円、「医療、福祉」583万円です。

また「卸売業、小売業」は、売上は高いが従業員数が少なくなっているため、従業員1人当たりの売上金額が1,733万円と「製造業」を超える数値となっております。労働生産性の高さが伺えます。



②農業

農業従業者は、高齢化と後継者不足により減少を続けています。2015農林業センサスによると、総農家数は774戸と前回調査より121戸の減少、就業人口においても669人と前回の調査より195人の減少となっています。また、耕作規模も毎年減少し、一戸当たりの平均耕作面積も0.84haと零細化が目立ってきています。

地形的に山に囲まれ平坦地が少ないという立地条件から果樹や野菜の生産が中心であり、特産品である柿のほか、山椒、みかん、栗、梅などの作物を生産しています。特に、山椒については、和歌山県が全国シェア70%で、隣接する有田川町の山椒生産全国1位に続き全国2位の生産量を紀美野町が誇っています。なお、近年は、生産から加工販売までを一元化した6次産業化に取り組むなど、未来の農業を担う人材育成が重要となってきました。

③林業

森林面積は9,655haと、町総面積の約75%を占める森林に恵まれた地域です。民有林は、スギ、ヒノキを主体とした人工林の面積が7,031haであり、人工林率は72%となっています。なお、人工林の約97%が8齢級以上と、資源として成熟しており、計画的な伐採及び間伐を実施していく必要があります。

森林は、木材等林産物を供給する経済機能はもとより、水資源の涵(かん)養、土壌保全及び保健文化機能の発揮を通じて、地域住民の生活と深く結びついています。林業を取りまく情勢は、木材需要の減少、木材価格の低迷等により年々厳しさ

を増し、森林整備が計画的に行われていない状況です。

このような状況の中で、町、森林組合、森林所有者等が一体となって、林業生産基盤の整備、林業関係団体等の育成により、森林の適正な管理を促進するとともに、森林資源の有効活用を図りながら、豊かな自然環境の次世代への継承、町土の保全等公益機能の維持に努めます。

④工業

過去にはシュロ加工業等、県下でも群を抜く状況でしたが、化学繊維の発達と人件費の高騰により衰退し、化繊ロープや日用・家庭用品などに取って代わりました。製造品出荷額は平成5年をピークとして減少傾向にあり、経営の近代化、技術の向上、製品開発などにより経営基盤を強化し、人材の育成なども求められています。

⑤商業

近年、小売業は、モータリゼーションの進展、スーパー等大型店の進出により、近隣市町の利用が増加し、商店数、従業者数ともに減少しています。

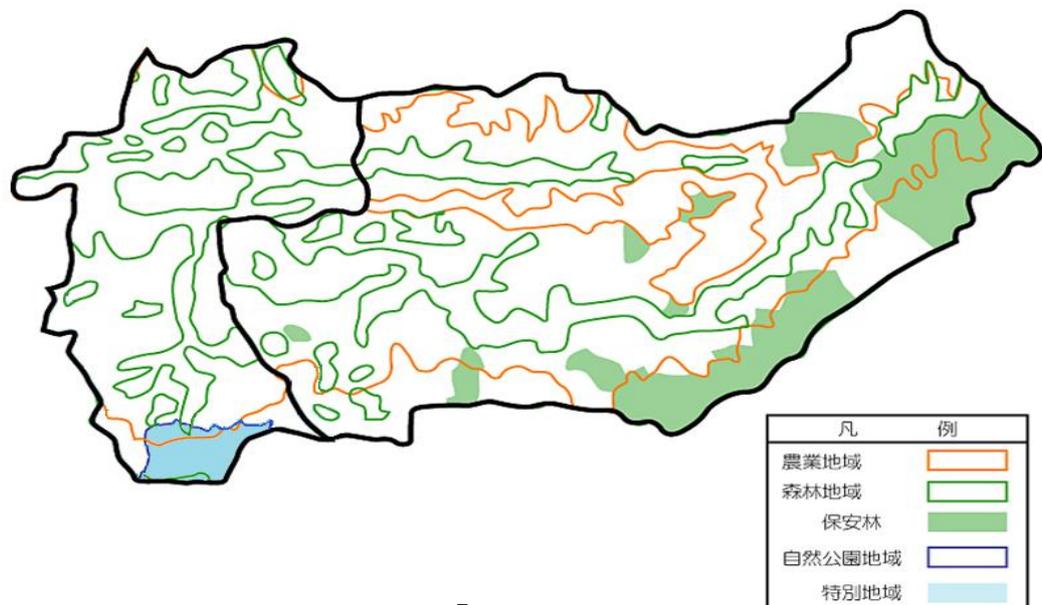
しかし、地域で発行している共通商品券等の流通で地元の商業の活性化を図っています。また、インターネットを利用した産地直送型の店も増えるなど、新しい動きも出てきています。

⑥観光

当町は、自然や歴史、グルメなど様々な年齢層でも楽しめるテーマが充実し、観光資源が豊富にあります。関西随一のススキの高原「生石高原」や、綺麗な星空を観望できる「みさと天文台」、広大な芝生広場、パークゴルフ場やキャンプ施設のある「のかみふれあい公園」など、自然と調和した施設が充実しているほか、近年では、お洒落なパン屋、カフェ、レストラン、小物販売などの集客力のある新たな資源が増加し、年間50万人を超える観光客を迎えています。

他にもまだまだ観光の起爆剤となる資源があり、今後これらを発掘し保護し、観光客の町内滞在時間を増やすことで、観光産業を盛り上げていかななくてはなりません。

その取組として、地域づくりグループによる産品づくりや、農家民泊起業者への援助、宿泊施設とイベントをコラボさせるなど、観光産業を盛り上げています。



3.過去の災害と想定

(1)当町の過去の災害

本町は紀伊半島北部の内陸部に位置し、貴志川流域の僅かな河岸段丘に沿って発展してきました。

過去の地震による被害については、和歌山県は南海トラフを中心とした周期的に発生する地震をはじめ各所で地震が発生していますが、当町では地震により大きな被害の記録は残されておりません。

その一方、貴志川流域で急峻な山間地に沿うようにして住民の生活圏があるため、台風や豪雨により河川沿いの低地では浸水被害が、山の麓では土砂災害が毎年のように発生しています。

<地震>

地震名称等	和暦	発生日	被害状況
慶長地震	慶長9年	2月3日	記録なし
宝永地震	宝永3年	10月28日	記録なし
安政南海地震	安政1年	12月24日	記録なし
紀伊大和地震	明治32年	3月7日	記録なし
南海道地震	昭和21年	12月21日	記録なし
(田辺市付近)	昭和23年	6月15日	記録なし
吉野地震	昭和27年	7月18日	記録なし
(旧美里町)	昭和62年	5月9日	家屋一部損壊
兵庫県南部地震	平成7年	1月17日	被害無し

<風水害>

災害の種類	発生年	人的被害			住家被害		
		死者	行方不明者	負傷者	全壊	半壊	浸水
紀州大水害	昭和28年	10	15	177	160	276	1213
第二室戸台風	昭和36年	4	0	0		354	242
紀伊半島大水害	平成23年					7	13
台風18号	平成25年						4
台風11号	平成26年					1	9

紀州大水害(昭和28年)



紀伊半島大水害(平成23年)



(2) 当町に被害を及ぼすと想定される災害

①地震

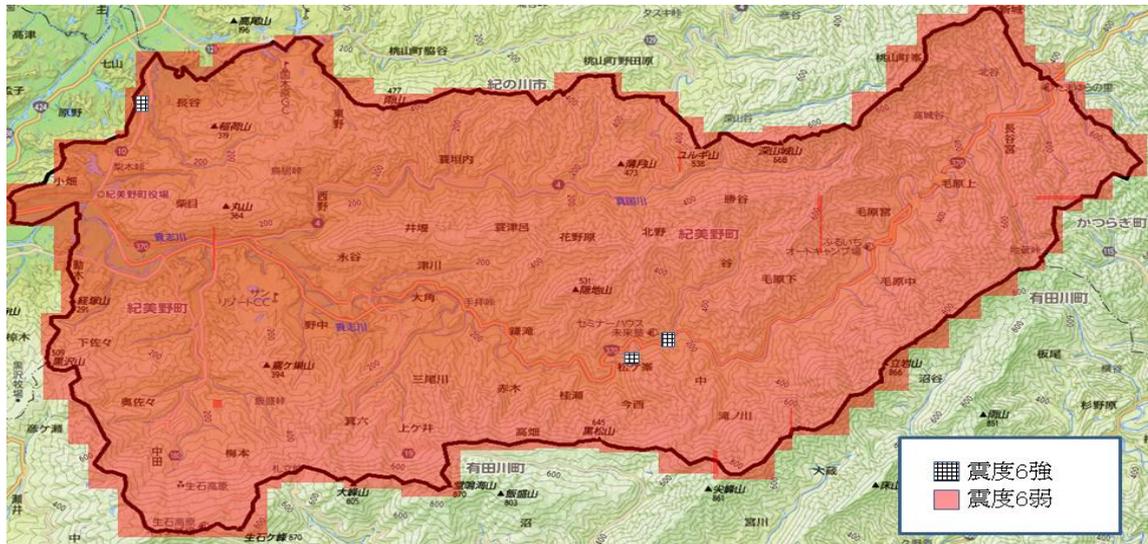
当町は、内陸部に位置するため津波の心配もなく、昭和南海地震をはじめ、地震により大きな被害のあった記録は残されていません。また、活断層も確認されていないことから、地震災害に対する危機意識は海岸沿いの市町村よりも低いのが現状です。

しかし、マグニチュード9.1規模で南海トラフ巨大地震が発生した場合は、当町は概ね【震度6弱】の強震が発生することから、人的被害、建物被害はもちろんのこと、ライフライン、公共交通及び道路交通等に支障をきたすことから、経済活動にも大きな被害が生じることが考えられます。

＜主な地震＞

地震名	規模	震源断層の位置
3連動地震	M8.7	駿河トラフ～南海トラフ
南海トラフ巨大地震	M9.1	日向灘（宮崎県）～富士川河口断層帯（静岡県）北端
中央構造線による地震	M8.0	中央構造線（淡路島南沖～和歌山・奈良県境付近）
田辺市内陸直下の地震	M6.9	田辺市～本宮町

南海トラフ巨大地震（和歌山県想定）



被害想定（和歌山県被害想定）

地震	全壊・焼失(棟)	人的被害(人)			ライフライン(1日後)		
		死者	重傷者	軽傷者等	断水人口	停電	電話
3連動地震	15	0	0	15	5,200	0	81
南海トラフ巨大地震	270	10	14	170	8,600	7,900	3,700
中央構造線による地震	639～600	34～24	19～13	135～93	6,466	—	—
田辺市内陸直下の地震	0	0	0	0	—	—	—

②風水害

○河川洪水

当町には、貴志川と真国川が流れており、豪雨のたびに浸水被害が発生する場所が点在しています。被害の発生する地域は、河川に面した低地を造成した区域であり、その多くは別荘地です。

近年では、河川改修も進んでいることから昭和28年頃と比較して、洪水被害を抑制できていると考えられますが、今まで以上に台風や前線の停滞によって長期間豪雨が続いた場合は、洪水による浸水域が拡大し、人的被害・住家被害だけでなく経済的な被害も発生することが考えられます。

<知事管理河川重要水防箇所>

河川名	左右岸	場 所	延長m	重要度	危険理由
貴志川	左	黒沢橋上流500m～黒沢橋上流750m	250	A	水衝洗掘
	右	黒沢橋上流500m～黒沢橋上流700m	200	A	水衝洗掘
	右	吉見橋下流120m～吉見橋上流120m	240	B	法崩れ・すべり
	右	上ノ川橋下流100m～上ノ川橋	100	A	堤防高
	右	天神橋上流100m～大門橋	480	A	堤防断面
	右	滝川橋下流280m～滝川橋下流180m	100	A	水衝洗掘
	左	三尾川大橋上流50m～三尾川大橋上流150m	100	A	水衝洗掘
	左	神原大橋上流100m～神原大橋上流350m	250	A	水衝洗掘

(A)最も重要と思われる箇所 (B)次に重要と思われる箇所 (C)やや重要と思われる箇所

紀州大水害(昭和28年)



平成25年9月16日 大雨洪水警報



○土砂災害

当町は急峻な山に囲まれた中山間地にあり、土砂災害危険区域等の指定されている地域が多くあります。そのため、降雨期や台風に毎年のように小規模ではありますが土砂災害が発生し、時には定期的に降雨期や台風により大きな被害が発生することもあります。過去の大きな災害としては、昭和28年等の過去の災害で見られるように長期間豪雨が続いた場合、深層崩壊などにより集落を飲み込むような大規模災害が発生することがありました。

平成27年 台風11号



③雪害

当町は、雪の日が少ないものの、年に2～5日程度雪が積もります。もとより積雪への備えは乏しいことから、そのたびに道路交通に支障をきたします。雪による人的被害はありませんが、住家への被害や公共交通機関の運行休止、物流の停滞などによる経済活動への影響が生じています。過去には、明治16年に和歌山で1尺3寸(49cm)高野山で3尺5寸(106cm)という積雪記録もあり、寒冷前線の停滞により降雪が長期化すると、住家被害や経済的被害だけでなく人的被害も生じる可能性があります。

④大規模火災

当町には大火の記録は残されていませんが、和歌山県では大規模火災の記録が多く残されています。近年、和歌山県内での大規模火災は少なくなってきていますが、平成28年に新潟県糸魚川市で発生した大規模火災は、対岸の火事などではなく、気象条件や出火場所によっては、当町においても大規模火災の発生が十分考えられます。また、当町は総面積の75%が山林であることから、車両の進入が困難な場所で山林火災が発生した場合の被害は甚大なものとなります。

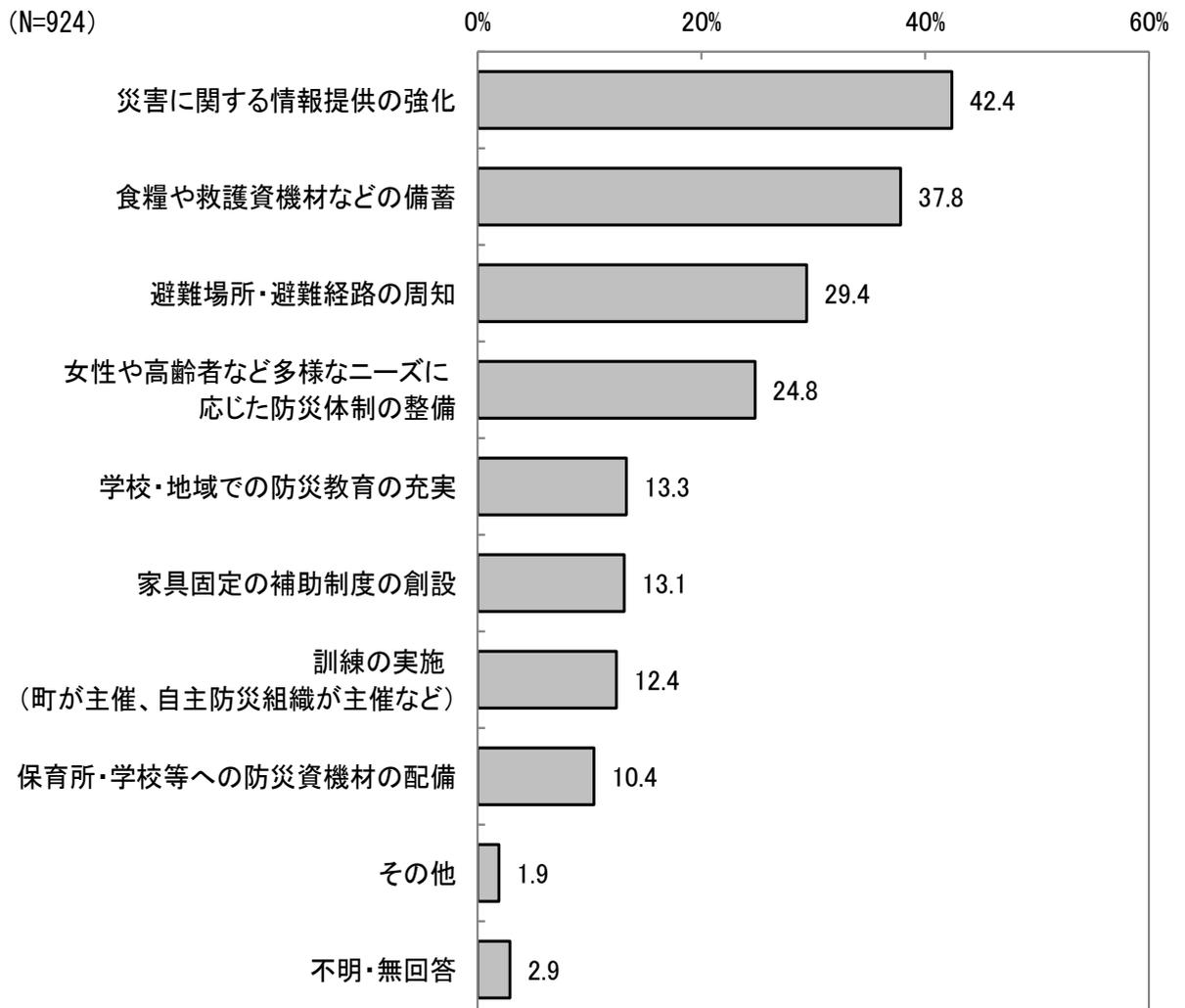
<紀美野町の火災の状況>

年度	出火総数	被害額 (千円)	左のうち建物火災	
			出火件数	焼損面積(m ²)
平成20年	11	18,869	7	113.1
平成21年	10	22,141	8	661.3
平成22年	6	9,224	6	5,338.0
平成23年	9	89,088	4	342.1
平成24年	3	81	1	8.0
平成25年	7	737	2	0.5
平成26年	4	1,410	3	91.0
平成27年	5	1,020	1	88.0

(3)防災に対する住民意識 (H28 住民アンケート)

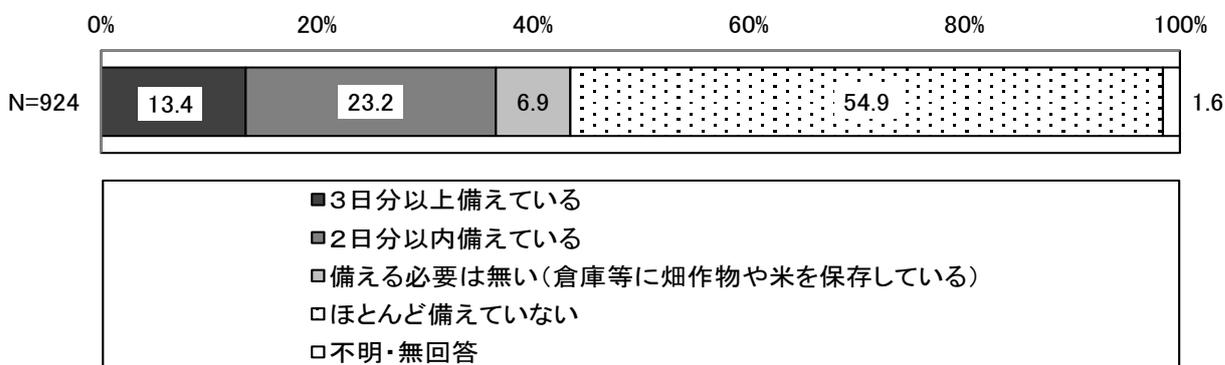
①防災対策として町に求めること

住民が、町に求めることは、以下のグラフによると1位が「災害に関する情報提供の強化」、2位が「食料や救護資機材などの備蓄」という結果となりました。



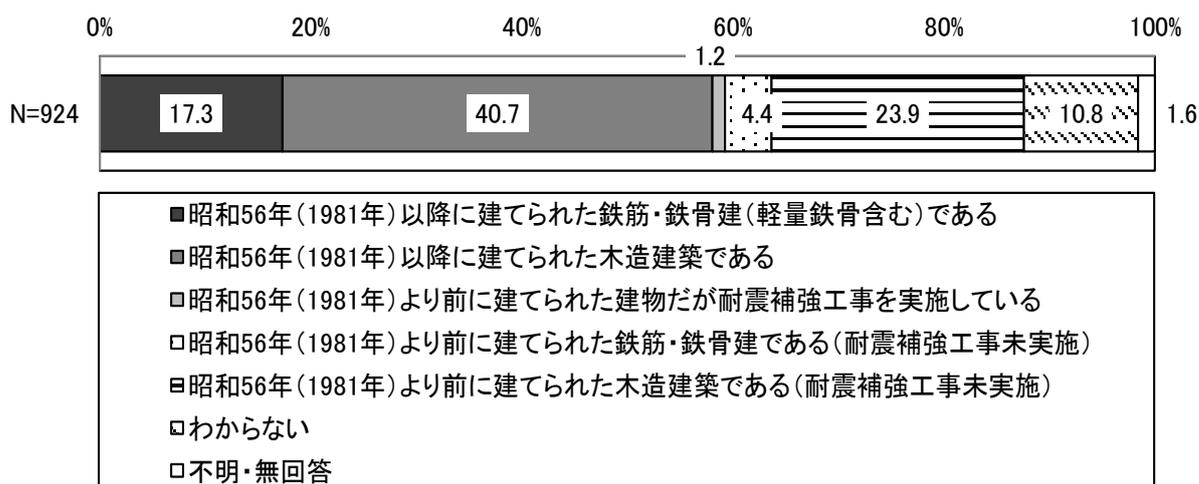
②各家庭の備蓄食料の備えの状況

災害発生に対する備蓄の状況について、3日以上備えている家庭は13.4%、米や野菜などを倉庫で保管している家庭が6.9%と全体の約20%において3日以上への備えができています。また、2日以内の家庭は23.2%という結果でしたが、殆ど備えていない家庭は55%を超えるという結果となっています。



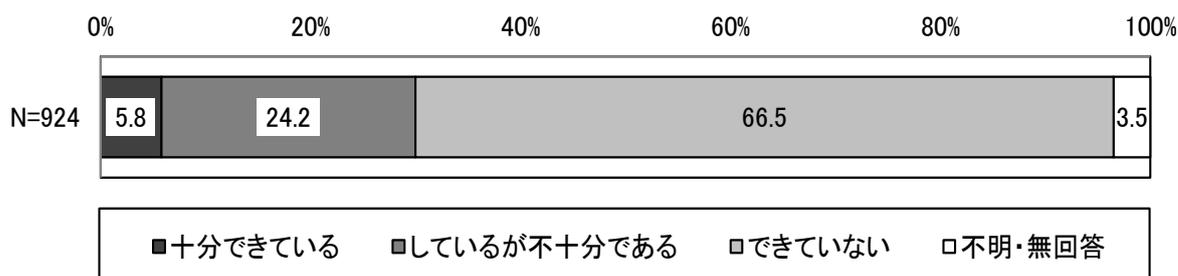
③住宅の耐震化の状況

住宅の耐震化については、昭和56年より前に建てられた耐震補強未実施の木造建築が23.9%、鉄筋・鉄骨建4.4%、わからないが10.8%という結果となりました。町内の約1/3が耐震対策が行われていないという結果となっています。



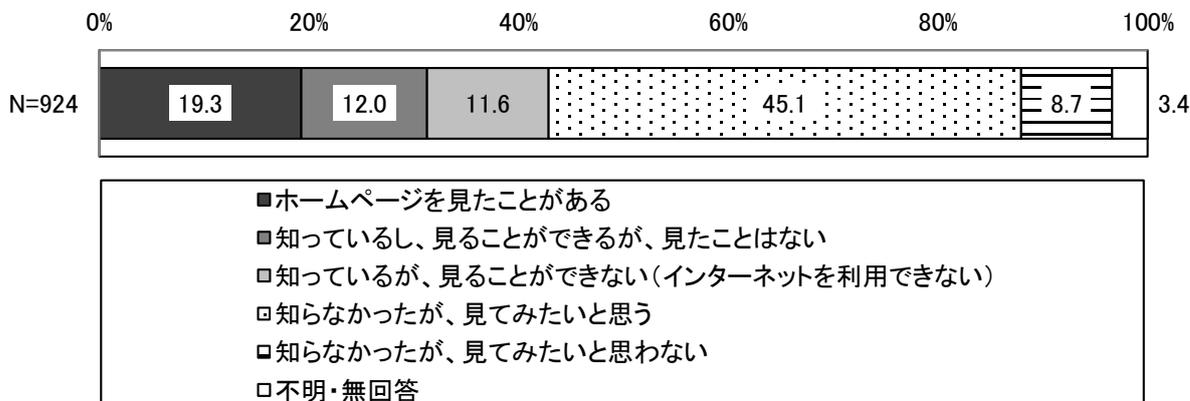
④家具固定の状況

家具固定について十分できていると回答のあった家庭は、5.8%という結果でした。一部できている家庭でも24.2%という結果であり、2/3の家庭で、何の対策もされていないという結果となりました。これは、過去の地震被害の記録がなく、昭和の南海地震等においても被害がほとんど出なかったこともあり、地震に対する防災意識が低いと考えられます。



⑤土砂災害の危険箇所の把握状況

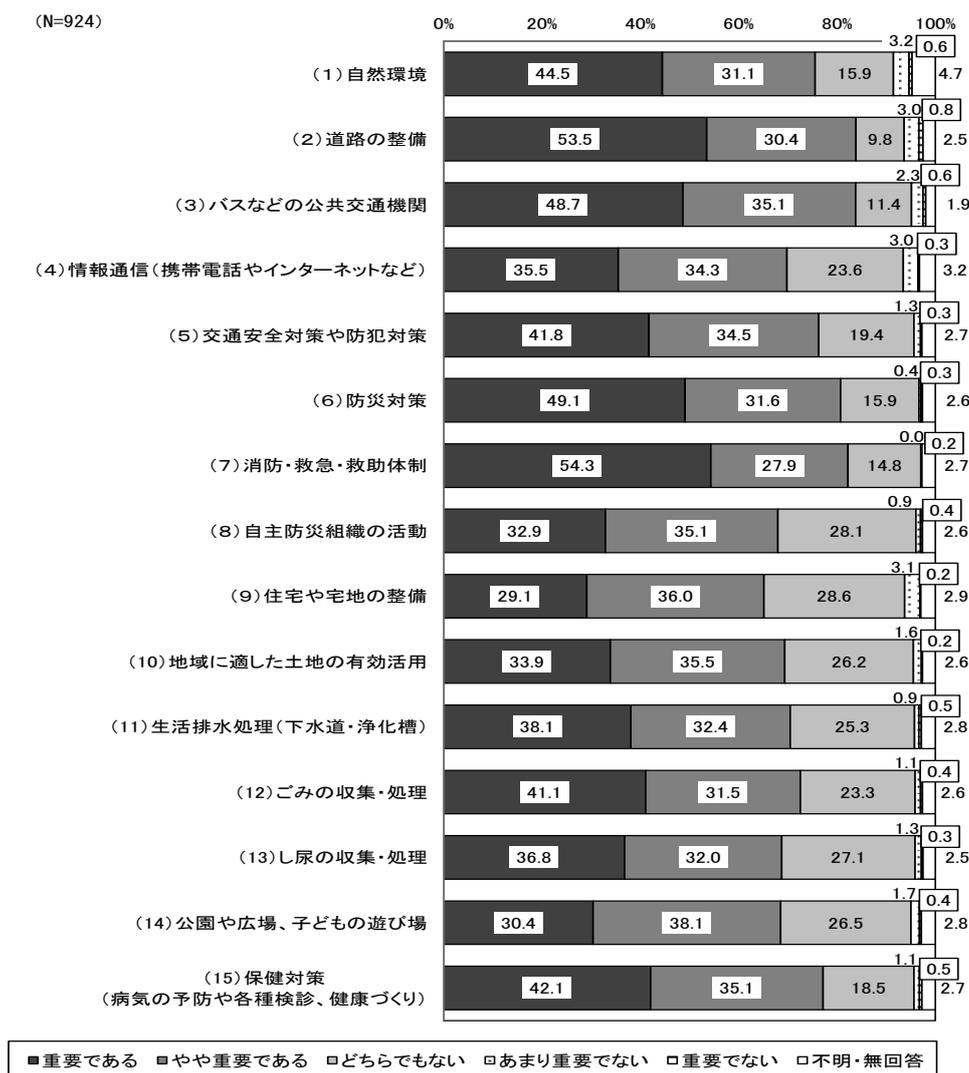
当町では、昭和28年の水害を経験し、毎年土砂崩れが発生していることから、土砂災害に対する意識は高いと思われていました。しかし、実際のアンケート結果では19.3%という結果となりました。家庭によっては、インターネット環境が整っていない家庭もあることも考慮し、住民への周知方法の改善が必要です。

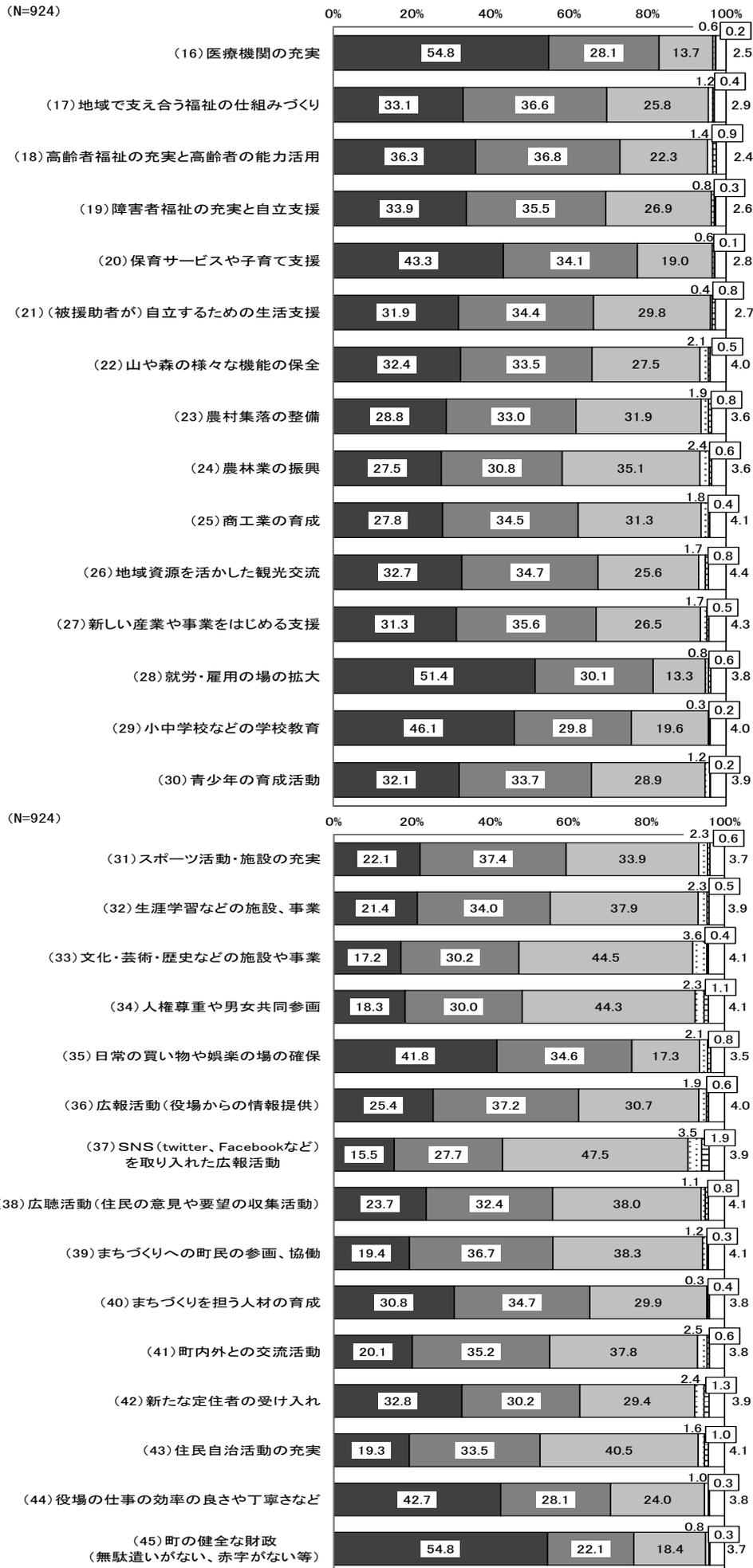


(4) 紀美野町が取り組んでいる施策に対する今後の重要度 (H28住民アンケート)

①重要度のアンケート結果

紀美野町の施策の今後の重要度についてみると、「町の健全な財政」「医療機関の充実」「消防・救急・救助体制」「道路の整備」「就労・雇用の場の拡大」で『重要である』が5割を超えています。



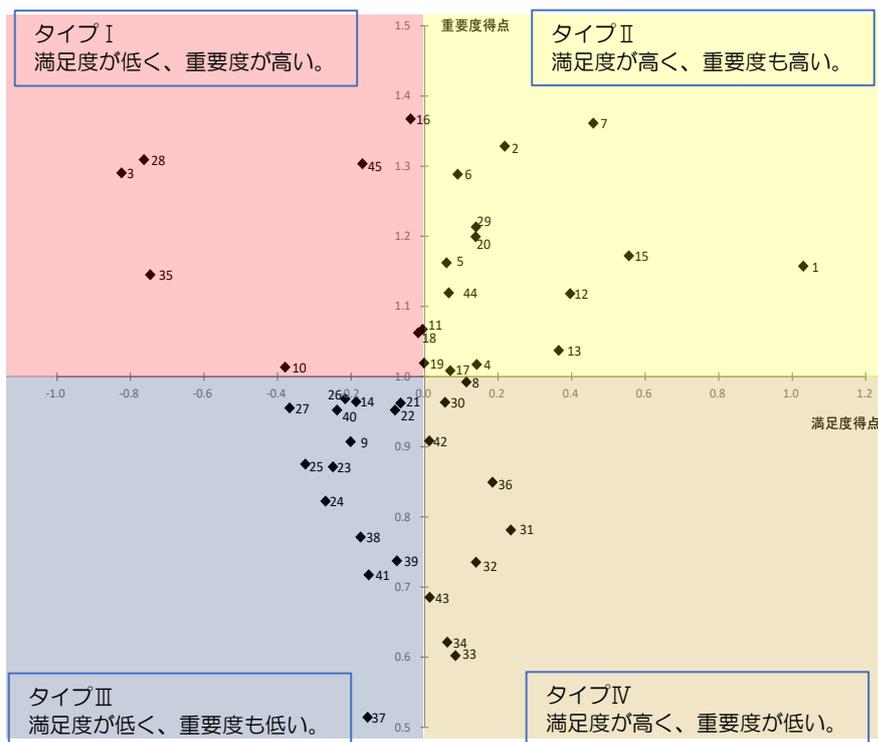


■重要である □やや重要である □どちらでもない □あまり重要でない □重要でない □不明・無回答

②満足度得点と重要度得点による施策分野の分類

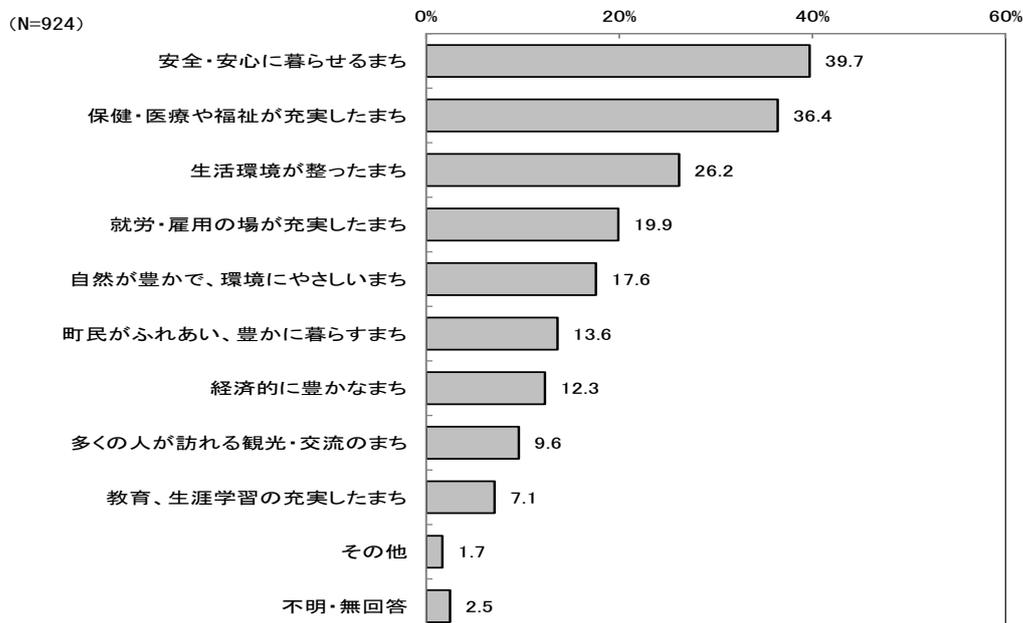
満足度と重要度をタイプごとにあらわしたのが、下表のとおりとなります。

分類	主なもの
タイプⅠ	(3)バスなどの公共交通機関 (28)就労・雇用の場の拡大 (35)日常の買い物や娯楽 (45)町の健全な財政 など
タイプⅡ	(1)自然環境 (2)道路の整備 (7)消防・救急・救助体制 (15)保健対策 など
タイプⅢ	(24)農林業の振興 (25)商工業の育成 (37)SNSを取り入れた広報活動 (41)町内外との交流活動
タイプⅣ	(31)スポーツ活動・施設の状況 (32)生涯学習などの施設、事業 (33)文化・芸術・歴史などの施設や事業 (36)広報活動



③将来の理想の紀美野町

将来の紀美野町をどのようなまちにしていきたいかについてみると、「安全・安心に暮らせるまち」が39.7%と最も高く、次いで「保健・医療や福祉が充実したまち」が36.4%となっています。



Ⅲ.紀美野町の地域強靱化に向けた基本目標等

1.地域強靱化の基本目標等

本町は、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な国土・地域・経済社会の構築に向けた地域強靱化を推進するため、以下の4つの「基本目標」と基本目標を達成するため8つの「事前に備えるべき目標」を定める。

(1)基本目標

I 人命の保護が最大限図られること

II 町及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること

III 町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化

IV 迅速な復旧復興

(2)事前に備えるべき目標

1 発災時、人命の保護が最大限図られるよう備える。

2 災害発生直後から、救助・救急、医療活動等が迅速に行えるよう備える。

3 災害発生直後から必要不可欠な行政機能が確保できるよう備える。

4 災害発生直後から情報通信機能が確保できるよう備える。

5 災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせないように備える。

6 災害発生後、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図れるよう備える。

7 制御不能な二次災害を発生させないように備える。

8 災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する。

2.リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）と施策分野

起きてはならない最悪の事態に関しては、1から8までの施策分野を設定し、対象とするリスク及び本町の特性を踏まえ「起きてはならない最悪の事態」を各分野に分類した。

1	発災時、人命の保護が最大限図られるよう備える	1-1 建物等の大規模倒壊や住宅密集地における火災による犠牲者 1-2 異常気象等による広域かつ長期的となる浸水 1-3 大規模土砂災害による犠牲者 1-4 情報伝達の不備や災害意識の低さに伴う犠牲者
2	災害発生直後から、救助・救急、医療活動等が迅速に行えるよう備える	2-1 被災地への食料・飲料水等生命に関わる物資の長期停止 2-2 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生 2-3 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足活動ルートの長期間の寸断 2-4 医療施設及び関係者の被災等による機能不全及び支援ルートの途絶 2-5 避難所における疫病と感染症の大規模発生
3	災害発生直後から必要不可欠な行政機能が確保できるよう備える	3-1 町職員及び施設等の被災による行政機能の機能不全 3-2 被災による治安の悪化
4	災害発生直後から情報通信機能が確保できるよう備える	4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期間停止 4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等や郵便事業の長期停止により重要な情報が必要な者に届かない事態
5	災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせないように備える	5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による地域経済の疲弊 5-2 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止 5-3 食料等の安定供給の停滞
6	災害発生後、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図れるよう備える	6-1 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止 6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止 6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止 6-4 地域交通ネットワークが分断する事態
7	制御不能な二次災害を発生させないように備える	7-1 風評被害等による地域経済への甚大な影響 7-2 貯水池、ための損壊・機能不全による二次災害発生 7-3 森林等の荒廃による被害拡大
8	災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理停滞より復旧・興が大幅に遅れる事態 8-2 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態 8-3 基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

3.地域強靱化を進めるうえでの基本的な方針

当町の強靱化を進めるうえで、国土強靱化の理念を踏まえ、「基本計画」において定められている、事前防災及び減災その他迅速な復旧復興、国際競争力の向上等に資する大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な地域づくりについて、過去の災害から得られた経験を最大限活用しつつ、以下に掲げる事項を主な趣旨とする基本的な方針に基づき推進する。

(1)地域強靱化の取り組み姿勢

- i 当町の強靱化を損なう根本原因をあらゆる側面から分析し、対策を講じる
- ii 時間管理概念を持ち、長期的な視野を持って計画的な取組にあたる
- iii 各地域の多様性を再構築し、地域間の連携を強化する

(2)適切な施策の組み合わせ

- i 災害リスクや地域の状況等に応じ、施設整備や耐震化等のハード対策と訓練・防災教育等のソフト対策を適切に組み合わせ効果的に施策を推進する
- ii 国、地方公共団体、住民及び事業者等が連携し、役割分担して取り組む
- iii 非常時だけでなく、平時より有効に活用される様工夫する

(3)効率的な施策の推進

- i 住民の需要の変化や社会資本の老朽化等を踏まえるとともに、財政資金の効率的な使用による施策の持続的な実施に配慮して、施策の重点化を図る
- ii 限られた資金を有効に活用するため、民間資金の積極的な活用を図る

(4)地域の特性に応じた施策の推進

- i 地域コミュニティの活性化と強靱化推進の担い手が活動できる環境整備に努める
- ii 女性、高齢者、子ども、障害者及び外国人等に配慮する
- iii 地域の特性に応じ、自然との共生、環境との調和及び景観の維持に配慮する

IV.施策ごとの推進方針

脆弱性評価の結果を踏まえ、起きてはならない最悪の事態別の推進方針は次のとおりとします。

1 発災時、人命の保護が最大限図られるよう備える。

1-1 建物等の大規模倒壊や住宅密集地における火災による犠牲者

- 住宅等の倒壊は、住人の命を奪うだけでなく、倒壊により道路を塞ぐなど避難や救助活動の妨げに繋がることから、耐震事業を広く周知する（耐震ローラー作戦）など耐震化に努める。
- 地震の発生により家庭での室内安全対策として、家具等の転落・転倒防止対策の周知啓発を行う。
- 住宅用火災警報器設置については、引き続き戸別訪問を行っていく。
- 消防関係車両の定期的更新を図る。
- 大規模災害に備えた消防組織体制の充実強化と消防装備の整備に努める。
- 救急救命士の計画的な養成等により救急・救助体制の充実を図る。
- 地域の実情を踏まえ、住民との課題の共有を進めながら、機動的な消防団組織への再編を進める。
- 消防団の資器材の充実や、団員の研修・実務訓練による資質向上を促進する。

1-2 異常気象等による広域かつ長期的となる浸水

- 洪水ハザードマップを作成し、周知する。
- 洪水発生多発地域の確認と住民への連絡体制を確立する。
- 河川水位計の適正管理とHPへの水位状況を掲載する。

1-3 大規模土砂災害による犠牲者

- 土砂災害ハザードマップを作成する。
- 土砂災害危険箇所の調査結果を周知する。
- 土砂災害区域内住民への連絡体制を確立する。

1-4 情報伝達の不備や災害意識の低さに伴う犠牲者

- 防災行政無線の改修（デジタル化）、維持管理に努める。
- Jアラート等の更新、維持管理に努める。
- 自主防災組織を主体とした訓練を実施する。
- 移動系無線機器を更新する。

2 災害発生直後から、救助・救急、医療活動等が迅速に行えるよう備える。

2-1 被災地への食料・飲料水等生命に関わる物資の長期停止

- ・住民に災害発生後3日分の非常用食料を備蓄するよう啓発する。
- ・非常食及び飲料水の備蓄を進める。
- ・物資支援に係る協定の拡充を図る。

2-2 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

- ・住民に災害発生後3日分の非常用食料を備蓄するよう啓発する。
- ・非常食及び飲料水の備蓄を進める。
- ・災害時応援協定の拡充を図る。
- ・国、県と共に主要国道(R370)及び県道の整備を促進する。
- ・町道を拡幅するなどの整備を促進する。
- ・孤立の可能性のある集落に設置している無線機の維持管理に努める。
- ・孤立の可能性のある集落を対象に通信訓練を実施する。
- ・ヘリポートの適正な維持管理を進める。

2-3 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

- ・災害の規模や被災ニーズに応じて受援が円滑に行われるよう国・県の指針に基づき具体的な方策を講ずる。
- ・消防組織の資機材の充実や研修・訓練による体制を強化する。
- ・自主防災組織の資機材の充実や研修・訓練による体制を強化する。
- ・自衛隊、警察、消防等と合同訓練が実施できるよう努める。

2-4 医療施設及び関係者の被災等による機能不全及び支援ルートの途絶

- ・国、県と共に主要国道(R370)及び県道の整備を促進する。
- ・町道を拡幅するなどの整備を促進する。
- ・長寿命化計画に基づきトンネル及び橋梁の改修を図る。
- ・ヘリポートの適正な維持管理を進める。
- ・道路啓開計画を策定する。
- ・各医療機関や医師会等種団体と協定の締結に努める。
- ・各医療機関や医師会等種団体と合同訓練が実施できるよう努める。

2-5 避難所における疫病と感染症の大規模発生

- ・等感染症の発生、まん延を防止するため、衛生・防疫体制の確立・強化を示した「避難所運営避難所運営マニュアル」の策定し周知する。
- ・避難所における衛生環境に備え、簡易トイレ等の備蓄に努める。
- ・自主防災組織の資機材の充実や研修・訓練による体制を強化する。

3 災害発生直後から必要不可欠な行政機能が確保できるよう備える。

※関係計画：紀美野町災害対応BCP

3-1 町職員及び施設等の被災による行政機能の機能不全

- ・ 毎年、職員訓練を実施し、危機管理体制の強化を図る。
- ・ 職員訓練を通じ地域防災計画、災害対応BCP等を実用的なものに見直す。
- ・ 業務システムのクラウド化と緊急通信回線の確保を図る。
- ・ 災害発生後であっても必要な業務データは定期的にバックアップしておく。
- ・ 重要公共施設の電気設備及び空調等設備を整備し適正に管理する。

3-2 被災による治安の悪化

- ・ 警察等と合同訓練が実施できるよう努める。
- ・ 平常時より、各地域におけるコミュニティ活動の活性化を促し、相互扶助の意識醸成に取り組む。
- ・ 各自主防災訓練が実施される様に務め、防犯意識も高める。
- ・ 県、町が実施する訓練等を通じ、地域の防災リーダーを育成する。

4 災害発生直後から情報通信機能が確保できるよう備える。

4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期間停止

- ・ 重要公共施設の電気設備及び空調等設備を整備し適正に管理する。
- ・ 小型発電機を整備し適正に管理する。
- ・ 専用通信回線の遮断に備え、携帯電話回線等により通信が確保ができるよう、機材を整備するとともに訓練により備える。

4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等や郵便事業の長期停止により重要な情報が必要な者に届かない事態

- ・ 全国瞬時警報システムの適正な運用管理を行う。
- ・ 防災行政無線をデジタル化する。緊急時でも72時間を目安として、住民に情報が伝達できるように適正に管理する。
- ・ 避難所、学校、保育所などの集客施設等に個別受信機を設置する。
- ・ 町管理のG F 放送設備の耐震化と緊急バックアップ設備の適正な維持管理に努める。 ※停電しても携帯型テレビなどに電波を届ける。

5 災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）が機能不全に陥らせないように備える。

5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による地域経済の疲弊

- ・災害発生後も事業者等が、生産活動を早期に再開できるよう、主要基幹道路（国道370号、県道、町道）の改修整備を進める。
- ・地域のまちづくり事業の展開により地域間の強いつながりを構築する。
- ・事業所等に対し事業継続計画を策定するよう、周知する。

5-2 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止

- ・道路付帯施設（電気、通信等）の早期復旧のため、迅速に道路啓開が可能な様主要基幹道路（国道370号、県道、町道）の整備を促進する。
- ・石油系燃料やL Pガス等の貯蔵設備を設置し適正に管理する。
- ・上水道施設の耐震化を進める。
- ・農業集落施設の耐震化を推進する。
- ・事業所等に対し事業継続計画を策定するよう、周知する。

5-3 食料等の安定供給の停滞

- ・緊急輸送ルート確保のため、主要基幹道路の強靱化と整備を促進する。
- ・食料等物資提供の協定の締結に努める。
- ・物資輸送等に係る協定の締結に努める。
- ・ヘリポートの適正な維持管理に努める。

6 災害発生後、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図れるよう備える。

6-1 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・L Pガスサプライチェーンの機能の停止

- ・重要公共施設の電気設備及び空調等設備を整備し適正に管理する。
- ・小型発電機を整備し適正に管理する。
- ・ライフライン関係事業者等との協定の締結に努める。

6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止

- ・上水道施設の耐震化を進める。
- ・自家発電設備等の整備及び適正管理に努める。
- ・緊急飲料水製造装置の整備及び適正管理に努める。
- ・水道用復旧用資材を備蓄する。

6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

- 農業集落排水処理施設の耐震化を進める。
- 避難所における衛生環境に備え、簡易トイレ等の備蓄に努める。
- 清掃共同組合等との協定の締結に努める。

6-4 地域交通ネットワークが分断する事態

- 国、県と共に主要国道(R370)及び県道の整備を促進する。
- 町道を拡幅するなどの整備を促進する。
- 道路の分断において、代替ルートの確保の検討、バス事業者等の関係機関との連携強化

7 制御不能な二次災害を発生させないよう備える。

7-1 風評被害等による地域経済への甚大な影響

- 風評被害が拡散しないよう町内外に正確な情報を発信する体制を整備する。

7-2 貯水池、ため池の損壊・機能不全による二次災害発生

- 貯水池やため池の改修や点検に努める。
- ため池ハザードマップを策定する。

7-3 森林等の荒廃による被害拡大

- 間伐等により森林整備・保全することで、機能の維持・向上させるなど、総合的かつ効果的な治山対策事業を実施する。
- 農地等が荒廃しないよう、集落を挙げて維持する。
- 鳥獣害対策を適正に実施し、畑や山林等が荒廃しないように努める。

8 災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する。

8-1大量に発生する災害廃棄物の処理停滞より復旧・興が大幅に遅れる事態

- 災害廃棄物発生量の推計、仮置き場選別、処理方法等について、具体的な候補地も含めて検討しておく。
- 一般廃棄物処理業者等との協定締結を推進する。

8-2地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

- 町に定住を希望する者に対し、支援実施ことより、地域の担い手を確保し持続ある地域コミュニティの形成を図る。
- 要配慮者や生活困窮者が気軽に相談できる相談支援事業の充実を図る。
- 各自主防災組織において、定期的な防災訓練を実施する。
- 防災・減災に関する活動リーダーの育成や防災講習等を実施する。
- 学校及び保育所等において防災研修や訓練を実施する。
- 自主防災組織、消防団、老人会、地域サロン団体など、団体間交流を活性化し地域コミュニティの結びつきを強くする。

8-3基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

- 国、県と共に主要国道(R370)及び県道の整備を促進する。
- 町道を拡幅するなどの整備を促進する。
- 長寿命化計画に基づきトンネル及び橋梁の改修を図る。
- 交通関係、運送業者との協定の締結を図る。